

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年教育委員会規則第九号）の一部改正

改 正 案	現 行
<p>(人物の検定)</p> <p>第三条 免許法第六条第一項に規定する受検者の人物の検定については人物証明責任者（免許法第七条第二項の規定により受検者の証明書を発行する者）をいう。以下同じ。）の証明書によるほか、必要に応じて面接を行うことがある。</p> <p>第七条 免許法別表第六により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の各号の表に掲げる養護に関する科目、教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目の単位を含めて最低修得単位数を修得するものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(人物の検定)</p> <p>第三条 免許法第六条第一項に規定する受検者の人物の検定については人物証明責任者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校の教員にあつては免許法第二条第二項の所轄庁、学校教育法第二条第二項に規定する私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）の理事長をいう。以下同じ。）の証明書によるほか、必要に応じて面接を行うことがある。</p> <p>第七条 免許法別表第五又は第六により、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の各号の表に掲げる教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位を含めて最低修得単位数を修得するものとする。</p> <p>一 中学校において職業実習を担当する教諭の二種免許状を有する者が、中学校において職業実習を担当する教諭の一種免許状を取得する場合</p> <p>(略)</p>

改正案

現行

(削除)

- 一 (略)
- 二 (略)

第八条 免許法別表第六の二により、一種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の表に掲げる管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年文部省厚生省令第二号)別表第一に掲げる教育内容に係

る科目、栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の単位を含めて最低修得単位数を修得するものとする。

三年	三二単位	二単位	六単位	四〇単位
四	二八	二	五	三五
五	二三	二	五	三〇
六	一九	二	四	二五
七	一四	二	三	二〇
八	一〇	二	三	一五
九	六	一	三	一〇

二 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を有する者が、

中学校において職業実習を担当する教諭の二種免許状を取得する場合

- 三 (略)
- 四 (略)

(略)

第八条 削除

改正案	現行
<p>(免許状の出願)</p> <p>第十一条 免許法第五条第一項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 基礎資格を証明する次の書類のうち該当するもの</p> <p>イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十九条の二第七項に定める准学士の称号又は学士若しくは修士の学位を有することの証明書</p> <p>ロ～二 (略)</p> <p>ホ 管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書及び栄養士免許証の写し又は栄養士免許証の写し</p> <p>四 (略)</p> <p>五 外国人登録原票記載事項証明書(外国人に限る。以下同じ。)</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(免許状の出願)</p> <p>第十一条 免許法第五条第一項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 基礎資格を証明する次の書類のうち該当するもの</p> <p>イ 学校教育法第六十九条の二第七項に定める准学士の称号又は学士若しくは修士の学位を有することの証明書</p> <p>ロ～二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 外国人登録済証明書(外国人に限る。以下同じ。)</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十一条の二 免許法第十六条の二の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>四、五 (略)</p> <p>(免許状検定の出願)</p> <p>第十三条 免許法第六条又は改正法附則第五項の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一、七 (略)</p> <p>八 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>九、十一 (略)</p> <p>二、六 (略)</p> <p>七 第一項各号に掲げる書類のほか、免許法別表第六の二備考の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証の写し、免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養成施設の課程を修了したことの証明書及び栄養士免許証の写し又は栄養士免許証の写しを提出しなければならない。</p>	<p>第十一条の二 免許法第十六条の二の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 外国人登録済証明書</p> <p>四、五 (略)</p> <p>(免許状検定の出願)</p> <p>第十三条 免許法第六条又は改正法附則第五項の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一、七 (略)</p> <p>八 外国人登録済証明書</p> <p>九、十一 (略)</p> <p>二、六 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>第十四条 免許法第十八条の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>六、七 (略)</p> <p>第十五条 施行法第二条の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>七、八 (略)</p> <p>第十七条 臨時免許状の教育職員検定を受けようとする者は、勤務しようとする学校の長を経由して、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>七、八 (略)</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>第十四条 免許法第十八条の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 外国人登録済証明書</p> <p>六、七 (略)</p> <p>第十五条 施行法第二条の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 外国人登録済証明書</p> <p>七、八 (略)</p> <p>第十七条 臨時免許状の教育職員検定を受けようとする者は、勤務しようとする学校の長を経由して、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 外国人登録済証明書</p> <p>七、八 (略)</p> <p>二 四 (略)</p>

改正案	現行
<p>(特殊教科の免許状の授与又は検定の出願)</p> <p>第十八条 免許法第十七条又は<u>施行法</u>第二条第一項の表の第二十二号若しくは第二十三号の規定により、特殊教科の免許状の授与又は検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 授与を受けようとする場合</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ <u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>へ (略)</p> <p>二 検定を受けようとする場合</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ <u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>又 (略)</p> <p>(免許状の交付出願)</p> <p>第十九条 <u>施行法</u>第一条の規定により、免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 <u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特殊教科の免許状の授与又は検定の出願)</p> <p>第十八条 免許法第十七条又は<u>施行法</u>第二条第一項の表の第二十二号若しくは第二十三号の規定により、特殊教科の免許状の授与又は検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 授与を受けようとする場合</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ <u>外国人登録済証明書</u></p> <p>へ (略)</p> <p>二 検定を受けようとする場合</p> <p>イ〜チ (略)</p> <p>リ <u>外国人登録済証明書</u></p> <p>又 (略)</p> <p>(免許状の交付出願)</p> <p>第十九条 <u>施行法</u>第一条の規定により、免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 <u>外国人登録済証明書</u></p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

様式第7号の3（第13条関係）

身体に関する証明書											
本籍地都道府県名											
住 所											
氏 名											
年 月 日生											
身 長					体 重	k g					
聴 力	右			視 力	右			矯 正	右		
	左			力	左			視 力	左		
疾病異常											
そ の 他											
上記のとおり、相違ないことを証明する。											
年 月 日											
医師住所											
氏名 ㊟											

改 正 案

様式第7号の3（第13条関係）

身体に関する証明書											
本籍地都道府県名											
住 所											
氏 名											
年 月 日生											
身 長					体 重	k g					
胸 囲						色 神					
聴 力	右			視 力	右			矯 正	右		
	左			力	左			視 力	左		
疾病異常											
栄養状態											
そ の 他											
上記のとおり、相違ないことを証明する。											
年 月 日											
医師住所											
氏名 ㊟											

現 行